

令和6年6月21日

石川県公立大学法人
理事長 谷本 正憲 殿

石川県公立大学法人

監事 松木 浩一 

監事 麻生 小夜 

監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、石川県公立大学法人の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第13期事業年度における業務について監査を実施しましたので、その結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私ども監事は、経営審議会に出席するとともに、重要な決算書類等を閲覧し、また、関係する職員から説明を受けるなど、業務の状況を調査しました。また、財務に関する状況に関しては、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監査の方法の概要及び結果の報告並びに説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1)石川県公立大学法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2)理事長、副理事長及び理事の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他石川県公立大学法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備及び運用については、指摘すべき重大な事項は認められません。
- (3)理事長、副理事長及び理事の職務の遂行に関しては、不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実はありません。
- (4)会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5)財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (6)利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (7)事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (8)決算報告書は、当法人の予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認めます。

以上